

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成24年度第18回（定例会）

委員長 署名 城間 勝

署名人 委員長 喜久里 美也子

開催日時 平成24年12月17日（月）

開会 午後4時00分

閉会 午後5時20分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 城間勝委員長、金城眞徳委員、添石幸伸委員、喜久里美也子委員、城間幹子教育長

議事日程

○ 委員長選挙

議案第26号 那覇市文化財の指定について（文化財課）

報 告 平成25年度教育委員会組織及び定員について（総務課）

（当日追加）議案第27号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について（総務課）

（当日追加）議案第28号 那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について（総務課）

（非公開）報 告 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）

出席職員

【生涯学習部】新城和範部長、屋良朝秀副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、伊禮弘匡副参事、根間秀夫副参事、平良真哉主査、具志川朝彦主査

（文化財課）吉峯なおみ主幹

【学校教育部】喜瀬乗英部長、宮内勇人副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、大城義智副参事

会議録作成 （総務課）仲間稔主査

城間委員長　ただいまから平成２４年度第１８回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。議事日程に沿って進めていきます。まず「委員長選挙」について、私の任期が平成２５年１月４日までとなっております。平成２５年１月５日からの次期委員長について選挙を行う必要があります。総務課長より委員長選挙に関する法律及び規則について説明をお願いします。

伊良皆課長　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第１２条に「教育委員会は、委員（第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。第２項、委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。第３項、委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。第４項、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」となっています。次に「那覇市教育委員会会議規則」の第２条に委員長選挙がありまして、「委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。第２項、前項の選挙において、有効投票の最多数を得た者が２人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもって当選人とする。第３項、委員に異議がないときは、第１項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。第４項、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする」という規定になっています。

城間委員長　ご意見やご推薦などをお願いしたいと思います。

金城委員　指名推選がよろしいかと思います。これまでの２年間、城間委員長は委員長職、また、県の会長もされ、周囲から見ておりますと大変すばらしい働きをされ、誇りに思います。そういったことから引き続き城間勝委員長を推選したいと思います。

城間委員長　ただいま金城委員からご指名推選がありました。他にございませんか。それでは現委員長の私が平成２５年１月５日からの次期についても委員長ということでご異議ないでしょうか。

全　員　異議なし

城間委員長　全会一致ということで、引き続き委員長を果たしていきたいと思います。よろしくをお願いします。続きまして、議案第２６号「那覇市文化財の指定について」説明をお願いします。

新城部長　提案理由説明

吉峯主幹　資料説明

城間委員長　この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

「壺」は現在どこに保管されているのですか。

吉峯主幹　壺屋焼物博物館で展示しています。

城間委員長　他ございますか。それでは議案第２６号「那覇市文化財の指定について」原案どお

り決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第26号については議決確定します。続きまして、報告「平成25年度教育委員会組織及び定員について」説明をお願いします。

新城部長 報告理由説明

伊良皆課長 資料説明

平良主査 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

喜久里委員 1ページの「(2) 主な再配置」の「オ」職種変更についてと、11ページの用務員について、どういう配置をされているのか教えてください。

伊良皆課長 1ページの職種変更について、小中一貫にいま配置されていますのは事務職員と指導主事という構成になっています。指導主事については、小学校担当の指導主事が配置されていますが、小中一貫を進めていく中で、中学校の校務に精通している指導主事がどうしても必要ということがあり、事務職で配置している職員と、青少年育成課で配置している指導主事を交換するという意味で、職種変更となっています。実質的には指導主事が青少年育成課から小中一貫推進室へ。小中一貫推進室の事務職を青少年育成課の方へという状況です。それから2点目の用務員について、用務員は現業職員になりますが、この現業職員については退職しても不補充、本務職員で充てないということが役所全体の方針の中であります。そういったことで定年退職になりますが定数職員での配置はしない。そうなってくると学校での業務に支障が出ますので、その分については非常勤職員を配置して、学校業務に支障のないような形で配置をしています。

喜久里委員 全中学校にいらっしゃるのですか。

伊禮副参事 小学校にも、中学校にも本務職員のいる学校はあります。本務職員が配置できない学校については、非常勤の用務員が2人体制で、週5日間を2日と3日に分けてフルタイムで業務をしています。

添石委員 平成25年度に関しては詳細な説明がありましたので特に意見はありませんが、平成26年度、27年度の中長期的な計画というものがあれば、お答えできる範囲で教えてください。

伊良皆課長 那覇市教育委員会の組織定数方針については、平成14年度に中長期定数方針を策定していますが、これは平成24年度までということになっていますので、その後の作業については、また平成25年度に中長期的な定数方針の策定作業が出てくることになると思います。これは教育委員会だけで単独でやるということは可能ですが、基本的には、市長部局も含めての組織定数の中長期方針、そういった状況も勘案しながら教育委員会も策定していきたいと考えていますが、今のところ市長部局もまだその作業は行われていません。その作業の状況を見ながら教育委員会の方も、また独自に策定していきたいと考えています。

新城部長 今の件に補足しますが、2200プランということを目指して、それが現行計画では平成26年度を残す2年度間で達成をしようという目標をもっていますが、これは見込みですが、2年間で75人を削減しないとその目標値に達しません。その内訳は平成25年度は38人、平成26年度は残りの37人です。そういった計画は立てています。ただし、この定数削減計画を策定した後に、中核市移行という大変大きな事業が出てきまして、これについては約88人の職員を見込んでいます。これについては2200プランとは別個の人数ということですが、実際問題としては2200プラス88という、そういったイメージです。そういった計画の中で教育委員会も今後どうするかということを位置付けて方針を立てる必要があると思います。職員にかなり負担がきているのではないかという一部の意見があり、その定数計画そのものもいろいろ意見が出ていますが、現行では2年間かけてあと75人は削減したいということです。そういった中で定年退職者が今年度は78人、来年度は73人。その方々が退職し、その後、それを埋めるために何名必要ということになってきますけれども、そのところを相対的に見ていく必要があると思います。

添石委員 先ほどの質問の意図もそうですが、中長期的な流れというのを達成しているかどうか、そこに無理がないか、もっと努力ができるのではないか、その辺を確認できる意味でも、次回以降にそういう参考資料を添付していただければと思いますので、よろしくお願いします。

金城委員 文化財課が市長部局に異動すると、焼物博物館、歴史博物館も一緒になりますか。

伊禮副参事 現在、壺屋焼物博物館と歴史博物館については市長部局の博物館という課が見ていますが、そこと文化財課が統合して、名称が文化財課になります。

金城委員 今回、政権が変わったことで、一括交付金はそのまま継続できそうですか。

新城部長 政権が変わったということで、この一括交付金がどのように動くのかまだよく見えないところはありますが、多分無くなることはないだろうと思います。平成24年度から継続して当然事業は組んでいるわけですから、当然これが無くなると大変厳しくなります。むしろ増えるのではないかという気はしないでもないです。次期政権はどうやら公共工事をひとつの大きな目玉に想定し、10兆円規模の補正予算の話もありますので、そのように推定しています。

城間委員長 7ページに「生徒指導業務の効果的」ということがあり、おそらく学校現場の課題の大きな柱は、学力向上と生徒指導と思いますが、その生徒指導を充実するために今年の反省、課題を踏まえての兼務発令ということですが、その兼務を受ける主事の負担過重にならないかということと、どういうことをイメージしての兼務を考えていますか。

喜瀬部長 生徒指導担当は、現在、学校教育課に1名います。これにあと1名の生徒指導担当を追加するわけですが、更なる指導主事の増員ということは県としては非常に難しいということがあります。現在、教育相談課の担当は、不登校対策については主に臨床心理士との調整と、きら星学級との調整がありますが、それぞれに学級担任として研

究員がついているため、その研究員との調整になるので、不登校対策については緊急の動きというのが基本的にはありません。生徒指導は緊急の対応があるため、教育相談課に関する部分の教育活動については週に2日ほど教育相談課に出勤をして業務のチェックにあたり、それ意外の部分については、学校教育課に出勤して緊急業務を含めた生徒指導にあたります。教育相談課から学校教育課へ移籍をするため、学校教育課としてその分増となります。現在の小中担当は中学校だけに専任し、新たに来る担当は小学校の担当という形で、業務を整理しながら生徒指導について緊急対応が更に行えるように配置をします。

城間委員長 他ございますか。それでは報告「平成25年度教育委員会組織及び定員について」は了承してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 報告については了承します。続きまして、当日追加されました議案第27号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 住所が変わることに伴う改正ということですので、特に問題ないと思います。それでは議案第27号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第27号については議決確定します。続きまして当日追加されました議案第28号「那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について」説明をお願いします。

新城部長 提案理由説明

伊良皆課長 資料説明

城間委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 今回の改正の中で「事務局前」を「那覇市役所前」に変更することはわかりますが、「基づき」や「及び」も変更する必要があるのですか。

伊禮副参事 法令関係、条例規則等の用語の使い方に関しては、国の通知などで決められていて、提案しています規則は昭和47年の制定で、その時点ではひらがな表記ということでしたが、48年に国の通知で「もとづき」や「および」の場合は漢字を用いるようにということがありました。これまで一度も改正されていないので当時のままの表記になっていたため、今回の改正であわせての変更となります。

伊良皆課長 一部訂正があります。改正後の第2条第3項の2行目、4行目に「これを行なう」とありますが、「行なう」の「な」を削除いたします。

城間委員長 他よろしいでしょうか。それでは議案第28号「那覇市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則制定について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし

城間委員長 議案第28号については議決確定します。続いての報告「教育長が臨時代理したことについて」に関しては、人事に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますが、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

城間委員長 全会一致により非公開とします。関係者以外は退席をお願いします。

城間委員長 非公開を解きます。報告については了承します。以上をもちまして、平成24年度第18回教育委員会会議定例会を終了します。